

平成20年12月22日

社会保険庁長官
坂野 泰治 殿

日本年金機構設立委員会
委員長 奥田 碩

日本年金機構の職員の募集について

本委員会においては、本年11月より、日本年金機構の設立に向けて検討を行ってきたところであるが、今般、日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則第5条第2項の規定に基づく機構の職員の労働条件及び採用の基準（別添1及び別添2）を定めたので、社会保険庁の職員にこれらを提示の上、機構の職員の募集を行われたい。

なお、同法附則第8条第2項の規定に基づき作成される名簿には、職員から提出された誓約書（別添3）のほか、今後、職員採用審査会から提示される書類等必要な書類を添付し、平成21年2月16日までに提出されたい。